

京都市告示第 72 号

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成19年5月31日

京都市長 榎本頼兼

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岡本 孝史	おかもと鍼灸整骨院	中京区錦小路通室町東入ル 占出山町301番地	平成19年4月6日
木村 慶次	あんず鍼灸整骨院	山科区音羽野田町15番地 の9 ハヤシスタジオビル 1F	平成19年4月12日
高橋 聡一	たかはし鍼灸院	南区唐橋羅城門町27番地 の2	平成19年4月17日
馬越 啓一	かつら整骨院	西京区桂木ノ下町1番地 101の102	平成19年4月6日
梅本 裕幸	あい接骨院	伏見区深草稻荷中之町60 番地 ノーザンライツII 1 階	平成19年4月12日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)